

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱

平成24年3月27日

副市長 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、暴力団を利する行為を防止するため、市の発注工事等から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の発注工事等 総務部法制契約課が契約業務を行う建設工事及び測量・建設コンサルタント等の業務委託をいう。
- (2) 直近上位発注者 市の発注工事等の1次及び2次下請負以下の全ての下請負契約(以下「全ての下請負契約」という。)を含む重層的契約関連の中で、直接の発注者及び雇用者をいう。
- (3) 下位受注者 直近上位発注者から、直接受注等をする法人、個人会社、個人及び日雇労働者をいう。
- (4) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次のいずれかに該当する者をいう。

ア 下位受注者の代表役員等又は一般役員等(これら以外の者であって、経営に事実上参加している者を含む。以下同じ。)であって、暴力団関係者であると認められるもの

イ 下位受注者の代表役員等又は一般役員等であって、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているもの

ウ 下位受注者の代表役員等又は一般役員等であって、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 下位受注者の代表役員等又は一般役員等であって、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際を有し、社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 下位受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

カ 下位受注者の代表役員等又は一般役員等であって、市の発注工事等に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受け、あるいは不当介入

による被害を受けたにもかかわらず市に報告せず、又は所轄の警察署に届けなかったもの

なお、アからカまでの規定は、個人事業者等(一人親方や個人を含む。)について準用する。この場合において、「代表役員等又は一般役員等」とあるのは、「個人事業者等(一人親方や個人を含む。)」と読み替えるものとする。

(7) 誓約書 全ての下請負契約を含む重層的契約関連の中で、下位受注者から直近上位発注者に提出されることが義務付けられている誓約書兼同意書(別記様式)の表面をいう。

(8) 同意書 前号の誓約書兼同意書の裏面をいう。

(誓約書兼同意書の提出)

第3条 下位受注者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書を提出しなければならない。また、直近上位発注者は誓約書兼同意書を提出しない者と下請負契約を締結してはならない。

2 直近上位発注者は、市の発注工事等の完成等引渡し後1年間、誓約書兼同意書を保管しなければならない。また、誓約書兼同意書を保管する者は、市、元請負業者又は直近上位発注者から誓約書兼同意書の提示及び提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する場合の解除)

第4条 直近上位発注者は、下位受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する場合は、誓約書兼同意書に基づき当該下位受注者との下請負契約を解除することができる。

2 前項の規定により下請負契約が解除された場合は、市の発注工事等の清算及び損害賠償等については直近上位発注者と下位受注者との責任で処理するものとし、市は責任を負わないものとする。

(暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する場合の市長の指導等)

第5条 市長は、下位受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、直近上位発注者に対し、当該下位受注者との下請負契約の解除を指導することができる。

2 市長は、前項の指導に従わない者を将来において市の発注工事等から排除し、その旨公表する。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定により下請負契約が解除された場合について準用する。

(市の発注工事等からの排除期間及び公表)

第6条 市長は、下請負契約を解除され、又は市の発注工事等から排除した者を公表した場合は、その者が暴力団員又は暴力団密接関係者から離脱したことが確認できるまでの間、市の発注工事等から排除する。

2 暴力団員又は暴力団密接関係者から離脱した者は、市に確認申請できるもの

とし、市は警察当局等に照会し、暴力団員又は暴力団密接関係者から離脱したか否かを確認するものとする。

- 3 市長は、前条第2項の規定により排除された者が市の有資格者(那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成26年那覇市訓令第17号)第6条の有資格者をいう。)である場合は、那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領(平成17年3月17日助役決裁)に基づき、指名停止の措置をしなければならない。

(警察当局等との連携)

第7条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察当局等と協議する等、密接な連携の下に行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する全ての下請負契約について適用し、施行日前に締結した全ての下請負契約については適用しない。

付 則(平成26年12月26日都市計画部長決裁)

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

(表)

那覇市発注()に関する

誓約書

那覇市長 宛
(直近上位発注者)

商号

代表者 様

私は暴力団員ではないこと及び暴力団密接関係者(下記1~6に該当する者)でないことを誓約し、併せて裏面の同意書の事項について同意いたします。

もしも私が暴力団員又は暴力団密接関係者である場合、又は裏面の同意書に反する場合は、那覇市の発注工事等に関連して、貴社と締結した下請負契約を解除され、その旨公表されても、異議はありません。また、私が1次及び2次下請負以下の全ての下請負契約を含む重層的契約関連の中で、直接の発注者及び雇用者(以下「直近上位発注者」という。)から直接受注等をする法人、個人会社、個人及び日雇労働者(以下「下位受注者」という。)として、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者として、那覇市長から契約解除指導を受けて契約を解除され、その旨公表されても異議はありません。

記

- 1 会社の代表役員等又は一般役員等(これら以外の者であって、経営に事実上参加している者を含む。以下同じ。)であって、暴力団関係者であると認められるもの
 - 2 会社又は会社の役員等であって、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているもの
 - 3 会社又は会社の役員等であって、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - 4 会社又は会社の役員等であって、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際を有し、社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - 5 会社又は会社の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - 6 会社又は会社の役員等であって、那覇市の発注工事等に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受け、あるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず那覇市に報告せず、又は所轄の警察署に届けなかったもの
- ※ 上記1~6について、この誓約書を提出する者が個人事業者等(一人親方や個人を含む。)である場合は、「会社の代表役員等又は一般役員等」とあるのは、「個人事業者等(一人親方や個人を含む。)」と読み替えるものとします。

年 月 日

住所

商号

代表者

実印

(裏)

那覇市長

宛

同意書

直近上位発注者及び下位受注者は那覇市発注の（
）に関し、次の事項に同意します。

- 1 下位受注者は、誓約書を直近上位発注者に提出するものとし、直近上位発注者は、誓約書を提出しない者と下請負契約を締結してはならないこと。
また、下位受注者が誓約書本文、又は表面記1から6までに該当する場合（以下「暴力団密接関係者」という。）は、下位受注者は、直近上位発注者との契約を解除されても異議を申し立てないこと。
- 2 直近上位発注者は、下位受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する場合は、誓約書に基づき、当該下位受注者との契約を解除できること。
- 3 市長は、下位受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知った場合は、直近上位発注者に下位受注者との契約解除を指導できること。
- 4 上記3の指導に従わない直近上位発注者は、将来において那覇市の発注工事等関連から排除され、その旨公表されること。
- 5 契約を解除された者は、その旨公表され、暴力団員又は暴力団密接関係者から離脱したことが確認できるまでの間、那覇市の発注工事等関連から排除されること。
- 6 暴力団員又は暴力団密接関係者から離脱した者は、那覇市に確認申請できるものとし、那覇市が警察当局等に申請者が暴力団員又は暴力団密接関係者から離脱したか否かを確認すること。
- 7 直近上位発注者は、那覇市の発注工事等の完成等引渡し後1年間、誓約書兼同意書を保管しなければならないこと。また、誓約書兼同意書を保管する者は、那覇市、元請負業者又は直近上位発注者から誓約書兼同意書の提示及び提出を求められた場合は、これに応じなければならないこと。
- 8 契約解除等に関する清算、損害賠償等については、直近上位発注者及び下位受注者との責任において処理し、那覇市は一切の責任を負わないこと。

年 月 日

(直近上位発注者)

住 所

商 号

代表者

実印

(下位受注者)

住 所

商 号

代表者

実印